

## 九州エリアでの料金改定に伴う各種約款類の新旧対照表（平成 31 年 4 月 1 日実施）

### ■ au でんき需給約款

改定後（新）	改定前（旧）
<p><b>13 でんき M プラン</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 料金</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は別表 1（でんき M プラン料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，別表 1（でんき M プラン料金表）によって算定された金額，別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金<b>および別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額</b>の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p><b>14 でんき L プラン</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は別表 2（でんき L プラン料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，別表 2（でんき L プラン料金表）によって算定された金額，別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金<b>および別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額</b>の合計といたします。</p>	<p><b>13 でんき M プラン</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 料金</p> <p>基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は別表 1（でんき M プラン料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，別表 1（でんき M プラン料金表）によって算定された金額<b>および</b>別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<b>ただし，別表 4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 4（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は，別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 4（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は，別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</b></p> <p>料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p> <p><b>14 でんき L プラン</b></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は別表 2（でんき L プラン料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は，別表 2（でんき L プラン料金表）によって算定された金額<b>および</b>別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<b>ただし，別表 4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 4（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は，別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 4（燃料費調整）(1)イによ</b></p>

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

**別表**

1 でんきMプラン料金表

(1)～(6) 略

(7) でんきMプラン（九州）

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円87銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	<b>286円16銭</b>

**って算定された平均燃料価格が別表 4（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は、別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。**

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

**別表**

1 でんきMプラン料金表

(1)～(6) 略

(7) でんきMプラン（九州）

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円91銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	<b>286円72銭</b>

## 2 でんきLプラン料金表

(1)～(6) 略

(7) でんきLプラン (九州)

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時に つき	<b>15円87銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

## 4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ , および $\gamma$ は、**契約種別**ごとに以下の通りといたします。

## 2 でんきLプラン料金表

(1)～(6) 略

(7) でんきLプラン (九州)

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時に つき	<b>15円91銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

## 4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ , および $\gamma$ は、**料金種別**ごとに以下の通りといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	$\alpha=0.4699$	—	$\gamma=0.7879$
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	$\alpha=0.1152$	$\beta=0.2714$	$\gamma=0.7386$
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$
でんきMプラン（四国） でんきLプラン（四国）	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	<b><math>\alpha=0.0053</math></b>	<b><math>\beta=0.1861</math></b>	<b><math>\gamma=1.0757</math></b>

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(1) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	$\alpha=0.4699$	—	$\gamma=0.7879$
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	$\alpha=0.1152$	$\beta=0.2714$	$\gamma=0.7386$
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$
でんきMプラン（四国） でんきLプラン（四国）	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	<b><math>\alpha=0.1490</math></b>	<b><math>\beta=0.2575</math></b>	<b><math>\gamma=0.7179</math></b>

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

**(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を下回る場合**

**燃料費調整単価 =**

(ロ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

でんきMプラン (北海道)	37,200円
でんきLプラン (北海道)	
でんきMプラン (東北)	31,400円
でんきLプラン (東北)	
でんきMプラン (東京)	44,200円
でんきLプラン (東京)	
でんきMプラン (中部)	45,900円
でんきLプラン (中部)	
でんきMプラン (北陸)	21,900円
でんきLプラン (北陸)	
でんきMプラン (四国)	26,000円
でんきLプラン (四国)	
でんきMプラン (九州)	<b>27,400円</b>
でんきLプラン (九州)	

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、そ

$$\frac{(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価 =

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

でんきMプラン (北海道)	37,200円
でんきLプラン (北海道)	
でんきMプラン (東北)	31,400円
でんきLプラン (東北)	
でんきMプラン (東京)	44,200円
でんきLプラン (東京)	
でんきMプラン (中部)	45,900円
でんきLプラン (中部)	
でんきMプラン (北陸)	21,900円
でんきLプラン (北陸)	
でんきMプラン (四国)	26,000円
でんきLプラン (四国)	
でんきMプラン (九州)	<b>33,500円</b>
でんきLプラン (九州)	

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、そ

の平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分

の平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(1) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月ご使用分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口**または(3)イ**によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ でんきMプラン（四国）

		税抜額
最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 95 銭 8 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	17 銭 8 厘

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、でんきMプラン（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ でんきMプラン（四国）

		税抜額
最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 95 銭 8 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	17 銭 8 厘

□ イ以外

		税抜額
でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	1キロワット時につき	17銭9厘
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	1キロワット時につき	20銭1厘
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	1キロワット時につき	21銭1厘
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	1キロワット時につき	21銭2厘
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	1キロワット時につき	14銭6厘
でんきLプラン（四国）	1キロワット時につき	17銭8厘
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	1キロワット時につき	<b>12銭4厘</b>

**(3) 離島ユニバーサルサービス調整**

**イ でんきMプラン（九州）およびでんきLプラン（九州）の燃料費調整単価は、(1)口で算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)口に準じるものといたします。**

**離島ユニバーサルサービス調整単価 =**

$$\frac{(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価}}{1,000}$$

□ イ以外

		税抜額
でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	1キロワット時につき	17銭9厘
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	1キロワット時につき	20銭1厘
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	1キロワット時につき	21銭1厘
でんきMプラン（中部） でんきLプラン（中部）	1キロワット時につき	21銭2厘
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	1キロワット時につき	14銭6厘
でんきLプラン（四国）	1キロワット時につき	17銭8厘
でんきMプラン（九州） でんきLプラン（九州）	1キロワット時につき	<b>16銭3厘</b>

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ は、以下の通りといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額
1キロワット時につき	3厘

(4) 燃料費調整単価の掲示

当社は、燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

(3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

附則

1 本約款の実施期日

本約款は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

附則

1 本約款の実施期日

本約款は、平成 31 年 2 月 21 日から実施します。

## ■ au でんき需給約款 【法人】でんき L プラン負荷

改定後（新）	改定前（旧）
<p><b>13 【法人】でんき L プラン負荷</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は別表 1（【法人】でんき L プラン負荷料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、別表 1（【法人】でんき L プラン負荷料金表）によって算定された金額、別表 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 5（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計とい</p>	<p><b>13 【法人】でんき L プラン負荷</b></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 料金</p> <p>基本料金および電力量料金は別表 1（【法人】でんき L プラン負荷料金表）のとおりといたします。</p> <p>料金は、別表 1（【法人】でんき L プラン負荷料金表）によって算定された金額および別表 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 5（燃料費調整）(1)イによって算定された</p>

たします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

#### 別表

##### 1 【法人】でんきLプラン負荷料金表

(1)～(6) 略

##### (7) 【法人】でんきLプラン負荷（九州）

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円87銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

#### 5 燃料費調整

##### (1) 燃料費調整額の算定

**平均燃料価格が別表 5（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は、別表 5（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 5（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は、別表 5（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。**

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

#### 別表

##### 1 【法人】でんきLプラン負荷料金表

(1)～(6) 略

##### (7) 【法人】でんきLプラン負荷（九州）

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円91銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

#### 5 燃料費調整

##### (1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ , および  $\gamma$  は、**契約種別**ごとに以下の通りといたします。

【法人】でんき L プラン負荷 (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
【法人】でんき L プラン負荷 (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
【法人】でんき L プラン負荷 (東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
【法人】でんき L プラン負荷 (中部)	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
【法人】でんき L プラン負荷 (北陸)	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
【法人】でんき L プラン負荷 (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
【法人】でんき L プラン負荷 (九州)	<b><math>\alpha = 0.0053</math></b>	<b><math>\beta = 0.1861</math></b>	<b><math>\gamma = 1.0757</math></b>

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ , および  $\gamma$  は、**料金種別**ごとに以下の通りといたします。

【法人】でんき L プラン負荷 (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
【法人】でんき L プラン負荷 (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
【法人】でんき L プラン負荷 (東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
【法人】でんき L プラン負荷 (中部)	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
【法人】でんき L プラン負荷 (北陸)	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
【法人】でんき L プラン負荷 (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
【法人】でんき L プラン負荷 (九州)	<b><math>\alpha = 0.1490</math></b>	<b><math>\beta = 0.2575</math></b>	<b><math>\gamma = 0.7179</math></b>

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

**(I)** 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

**(II)** 基準燃料価格は以下の通りといたします。

【法人】でんきLプラン負荷 (北海道)	37,200円
【法人】でんきLプラン負荷 (東北)	31,400円
【法人】でんきLプラン負荷 (東京)	44,200円
【法人】でんきLプラン負荷 (中部)	45,900円

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

**(I) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(II)基準燃料価格を下回る場合**

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

**(II) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(II)基準燃料価格を上回る場合**

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

**(II)** 基準燃料価格は以下の通りといたします。

【法人】でんきLプラン負荷 (北海道)	37,200円
【法人】でんきLプラン負荷 (東北)	31,400円
【法人】でんきLプラン負荷 (東京)	44,200円
【法人】でんきLプラン負荷 (中部)	45,900円

【法人】でんきLプラン負荷 (北陸)	21,900円
【法人】でんきLプラン負荷 (四国)	26,000円
【法人】でんきLプラン負荷 (九州)	<b>27,400円</b>

#### 八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月 31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月 30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月 31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月 30日までの期間	9月ご使用分

【法人】でんきLプラン負荷 (北陸)	21,900円
【法人】でんきLプラン負荷 (四国)	26,000円
【法人】でんきLプラン負荷 (九州)	<b>33,500円</b>

#### 八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月 31日までの期間	6月ご使用分
毎年2月1日から4月 30日までの期間	7月ご使用分
毎年3月1日から5月 31日までの期間	8月ご使用分
毎年4月1日から6月 30日までの期間	9月ご使用分

	毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分			毎年5月1日から7月31日までの期間	10月ご使用分	
	毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分			毎年6月1日から8月31日までの期間	11月ご使用分	
	毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分			毎年7月1日から9月30日までの期間	12月ご使用分	
	毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分			毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年1月ご使用分	
	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分			毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年2月ご使用分	
	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分			毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年3月ご使用分	
	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年4月ご使用分			毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年4月ご使用分	
	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年5月ご使用分			毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年5月ご使用分	
<p>二 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に<math>\square</math>または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>				<p>二 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に<math>\square</math>によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>			

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

		税抜額
【法人】でんきLプラン負荷 (北海道)	1キロワット時につき	17銭9厘
【法人】でんきLプラン負荷 (東北)	1キロワット時につき	20銭1厘
【法人】でんきLプラン負荷 (東京)	1キロワット時につき	21銭1厘
【法人】でんきLプラン負荷 (中部)	1キロワット時につき	21銭2厘
【法人】でんきLプラン負荷 (北陸)	1キロワット時につき	14銭6厘
【法人】でんきLプラン負荷 (四国)	1キロワット時につき	17銭8厘
【法人】でんきLプラン負荷 (九州)	1キロワット時につき	<b>12銭4厘</b>

**(3) 離島ユニバーサルサービス調整**

**イ 【法人】でんきLプラン負荷（九州）の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものと**

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

		税抜額
【法人】でんきLプラン負荷 (北海道)	1キロワット時につき	17銭9厘
【法人】でんきLプラン負荷 (東北)	1キロワット時につき	20銭1厘
【法人】でんきLプラン負荷 (東京)	1キロワット時につき	21銭1厘
【法人】でんきLプラン負荷 (中部)	1キロワット時につき	21銭2厘
【法人】でんきLプラン負荷 (北陸)	1キロワット時につき	14銭6厘
【法人】でんきLプラン負荷 (四国)	<b>最初の11キロワット時まで</b>	<b>1円95銭8厘</b>
	1キロワット時につき	17銭8厘
【法人】でんきLプラン負荷 (九州)	1キロワット時につき	<b>16銭3厘</b>

いたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)ロに準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$\frac{(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、 $\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ は、以下の通りといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額
1キロワット時につき	3厘

(4) 燃料費調整単価の揭示

当社は、燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

附則

(実施時期)

1. 本約款は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

附則

(実施時期)

1. 本約款は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

■ au でんき需給約款（低圧電力）

改定後（新）	改定前（旧）
<p><b>13 【法人】低圧電力</b>            (1)～(4) 略            (5) 料金            基本料金および電力量料金は別表 1（【法人】低圧電力料金表）のとおりといたします。            料金は、別表 1（【法人】低圧電力料金表）によって算定された金額、別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 3（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>	<p><b>13 【法人】低圧電力</b>            (1)～(4) 略            (5) 料金            基本料金および電力量料金は別表 1（【法人】低圧電力料金表）のとおりといたします。            料金は、別表 1（【法人】低圧電力料金表）によって算定された金額および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 4（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は、別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 4（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 4（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は、別表 4（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。</p>
<p><b>別表</b>            1 【法人】低圧電力料金表            (1)～(6) 略            (7) 【法人】低圧電力（九州）                イ 基本料金                  略                ロ 電力量料金                  電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p>	<p><b>別表</b>            1 【法人】低圧電力料金表            (1)～(6) 略            (7) 【法人】低圧電力（九州）                イ 基本料金                  略                ロ 電力量料金                  電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p>

	税抜額	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	<b>15円55銭</b>	<b>14円02銭</b>

### 3 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ , および  $\gamma$  は、**契約種別**ごとに以下の通りといたします。

<b>【法人】低圧電力 (北海道)</b>	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
<b>【法人】低圧電力 (東北)</b>	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
<b>【法人】低圧電力 (東京)</b>	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
<b>【法人】低圧電力 (中部)</b>	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$

	税抜額	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	<b>15円60銭</b>	<b>14円07銭</b>

### 3 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ , および  $\gamma$  は、**料金種別**ごとに以下の通りといたします。

<b>北海道エリア</b>	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
<b>東北エリア</b>	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
<b>東京エリア</b>	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
<b>中部エリア</b>	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$
<b>北陸エリア</b>	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
<b>四国エリア</b>	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
<b>九州エリア</b>	<b><math>\alpha = 0.1490</math></b>	<b><math>\beta = 0.2575</math></b>	<b><math>\gamma = 0.7179</math></b>

<u>【法人】低圧電力 (北陸)</u>	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$
<u>【法人】低圧電力 (四国)</u>	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$
<u>【法人】低圧電力 (九州)</u>	<u><math>\alpha=0.0053</math></u>	<u><math>\beta=0.1861</math></u>	<u><math>\gamma=1.0757</math></u>

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 =

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

<u>【法人】低圧電力 (北海道)</u>	37,200円
<u>【法人】低圧電力 (東北)</u>	31,400円

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ロ)基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 =

$$\frac{(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ロ)基準燃料価格を上回る場合

燃料費調整単価 =

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

<u>北海道エリア</u>	37,200円
<u>東北エリア</u>	31,400円

<u>【法人】低圧電力（東京）</u>	44,200円
<u>【法人】低圧電力（中部）</u>	45,900円
<u>【法人】低圧電力（北陸）</u>	21,900円
<u>【法人】低圧電力（四国）</u>	26,000円
<u>【法人】低圧電力（九州）</u>	<b>27,400円</b>

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分

<u>東京エリア</u>	44,200円
<u>中部エリア</u>	45,900円
<u>北陸エリア</u>	21,900円
<u>四国エリア</u>	26,000円
<u>九州エリア</u>	<b>33,500円</b>

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価 適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口**または(3)イ**によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

		税抜額
<b>【法人】低圧電力（北海道）</b>	1キロワット時につき	17銭9厘
<b>【法人】低圧電力（東北）</b>	1キロワット時につき	20銭1厘
<b>【法人】低圧電力（東京）</b>	1キロワット時につき	21銭1厘
<b>【法人】低圧電力（中部）</b>	1キロワット時につき	21銭2厘
<b>【法人】低圧電力（北陸）</b>	1キロワット時につき	14銭6厘
<b>【法人】低圧電力（四国）</b>	1キロワット時につき	17銭8厘
<b>【法人】低圧電力（九州）</b>	1キロワット時につき	<b>12銭4厘</b>

### (3) 離島ユニバーサルサービス調整

**イ【法人】低圧電力（九州）の燃料費調整単価は、(1)口で算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)口に準じるものといたします。**

毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

## 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

		税抜額
北海道エリア	1キロワット時につき	17銭9厘
東北エリア	1キロワット時につき	20銭1厘
東京エリア	1キロワット時につき	21銭1厘
中部エリア	1キロワット時につき	21銭2厘
北陸エリア	1キロワット時につき	14銭6厘
四国エリア	1キロワット時につき	17銭8厘
九州エリア	1キロワット時につき	<b>16銭3厘</b>

<p><b>離島ユニバーサルサービス調整単価</b> =</p> $\frac{(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価}}{1,000}$ <p><b>ロ</b> 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、<math>\alpha</math>、<math>\beta</math>および<math>\gamma</math>は、以下の通りといたします。</p> <p><math>\alpha = 1.0000</math>  <math>\beta = 0.0000</math>  <math>\gamma = 0.0000</math></p> <p><b>ハ</b> 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。</p> <p><b>ニ</b> 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。</p> <table border="1" data-bbox="376 730 788 842"> <tr> <td></td> <td><b>税抜額</b></td> </tr> <tr> <td><b>1キロワット時につき</b></td> <td><b>3厘</b></td> </tr> </table> <p><b>(4)</b> 燃料費調整単価の揭示          当社は、燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。</p>		<b>税抜額</b>	<b>1キロワット時につき</b>	<b>3厘</b>	<p><b>(3)</b> 燃料費調整単価等の揭示          当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における <b>1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された</b>燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。</p>
	<b>税抜額</b>				
<b>1キロワット時につき</b>	<b>3厘</b>				
<p><b>附則</b></p> <p>1 本約款の実施期日          本約款は、<b>平成 31 年 4 月 1 日</b>から実施します。</p>	<p><b>附則</b></p> <p>1 本約款の実施期日          本約款は、<b>平成 30 年 4 月 1 日</b>から実施します。</p>				

**■ 料金表 (いいだのでんき)**

改定後 (新)	改定前 (旧)
<p><b>1 契約種別</b>            この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、でんき約款別表 2</p>	<p><b>1 契約種別</b>            この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、でんき約款別表 2</p>

(提供エリア) のとおりです。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	いいだのでんきM (北海道)
		いいだのでんきL (北海道)
	東北電力エリア	いいだのでんきM (東北)
		いいだのでんきL (東北)
	東京電力エリア	いいだのでんきM (東京)
		いいだのでんきL (東京)
	北陸電力エリア	いいだのでんきM (北陸)
		いいだのでんきL (北陸)
	四国電力エリア	いいだのでんきM (四国)
	九州電力エリア	いいだのでんきM (九州)
		いいだのでんきL (九州)

1-1 いいだのでんきM

(1)~(3) 略

(4) 料金

基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は 2 (いいだのでんきM料金表) のとおりといたします。

料金は, 2 (いいだのでんきM料金表) によって算定された金額, 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 **および 8 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。**

(提供エリア) のとおりです。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	いいだのでんきM (北海道)
		いいだのでんきL (北海道)
	東北電力エリア	いいだのでんきM (東北)
		いいだのでんきL (東北)
	東京電力エリア	いいだのでんきM (東京)
		いいだのでんきL (東京)
	北陸電力エリア	いいだのでんきM (北陸)
		いいだのでんきL (北陸)
	四国電力エリア	いいだのでんきM (四国)
	九州電力エリア	いいだのでんきM (九州)
		いいだのでんきL (九州)

1-1 いいだのでんきM

(1)~(3) 略

(4) 料金

基本料金, 最低料金, 最低月額料金, 電力量料金は 2 (いいだのでんきM料金表) のとおりといたします。

料金は, 2 (いいだのでんきM料金表) によって算定された金額 **および 7 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 8 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 8 (燃料費調整) (1)ロ(イ)に該当する場合は, 8 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 8 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 8 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)に該当する場合は, 8 (燃料費調整) (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。**

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

1-2 いいだのでんきL

- (1)~(3) 略
- (4) 料金

基本料金および電力量料金は3（いいだのでんきL料金表）のとおりといたします。  
 料金は、3（いいだのでんきM料金表）によって算定された金額、7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

2 いいだのでんきM料金表

- (1)~(5) 略
- (6) いいだのでんきM（九州）

- イ 基本料金  
略
- ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時に	15円87銭

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

1-2 いいだのでんきL

- (1)~(3) 略
- (4) 料金

基本料金および電力量料金は3（いいだのでんきL料金表）のとおりといたします。  
 料金は、3（いいだのでんきL料金表）によって算定された金額および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、8（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が8（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は、8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、8（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が8（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は、8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

料金について支払を要する額は、料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

2 いいだのでんきM料金表

- (1)~(5) 略
- (6) いいだのでんきM（九州）

- イ 基本料金  
略
- ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時に	15円91銭

つき	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	<b>税抜額</b>
1契約につき	<b>286円16銭</b>

### 3 いいだのでんき L 料金表

(1)～(4) 略

(5) いいだのでんき L（九州）

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	<b>税抜額</b>
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円87銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

つき	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	<b>税抜額</b>
1契約につき	<b>286円72銭</b>

### 3 いいだのでんき L 料金表

(1)～(4) 略

(5) いいだのでんき L（九州）

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	<b>税抜額</b>
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円91銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

## 8 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、および $\gamma$ は、**契約種別**ごとに以下の通りといたします。

いいだのでんきM (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
いいだのでんきL (北海道)			
いいだのでんきM (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
いいだのでんきL (東北)			
いいだのでんきM (東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
いいだのでんきL (東京)			
いいだのでんきM (北陸)	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
いいだのでんきL (北陸)			
いいだのでんきM (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
いいだのでんきL (四国)			
いいだのでんきM (九州)	<b><math>\alpha =</math></b>	<b><math>\beta =</math></b>	<b><math>\gamma =</math></b>
いいだのでんきL (九州)	<b>0.0053</b>	<b>0.1861</b>	<b>1.0757</b>

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円と

## 8 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、および $\gamma$ は、**料金種別**ごとに以下の通りといたします。

いいだのでんきM (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
いいだのでんきL (北海道)			
いいだのでんきM (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
いいだのでんきL (東北)			
いいだのでんきM (東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$
いいだのでんきL (東京)			
いいだのでんきM (北陸)	$\alpha = 0.2303$	—	$\gamma = 1.1441$
いいだのでんきL (北陸)			
いいだのでんきM (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$
いいだのでんきL (四国)			
いいだのでんきM (九州)	<b><math>\alpha =</math></b>	<b><math>\beta =</math></b>	<b><math>\gamma =</math></b>
いいだのでんきL (九州)	<b>0.1490</b>	<b>0.2575</b>	<b>0.7179</b>

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円と

し、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

いいだのでんきM (北海道)	37,200円
いいだのでんきL (北海道)	
いいだのでんきM (東北)	31,400円
いいだのでんきL (東北)	
いいだのでんきM (東京)	44,200円
いいだのでんきL (東京)	
いいだのでんきM (北陸)	21,900円
いいだのでんきL (北陸)	
いいだのでんきM (四国)	26,000円

し、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

**(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を下回る場合**

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

**(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)基準燃料価格を上回る場合**

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

いいだのでんきM (北海道)	37,200円
いいだのでんきL (北海道)	
いいだのでんきM (東北)	31,400円
いいだのでんきL (東北)	
いいだのでんきM (東京)	44,200円
いいだのでんきL (東京)	
いいだのでんきM (北陸)	21,900円
いいだのでんきL (北陸)	
いいだのでんきM (四国)	26,000円

いいだのでんきM (九州)  
いいだのでんきL (九州)

**27,400円**

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日ま	翌年 5 月ご使用分

いいだのでんきM (九州)  
いいだのでんきL (九州)

**33,500円**

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日ま	翌年 5 月ご使用分

での期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）

での期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）

二 燃料費調整額

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、いいだのでんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、いいだのでんきM（四国）における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ いいだのでんきM（四国）

イ いいだのでんきM（四国）

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の 11キロワット時まで	1円95銭8厘
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時について	17銭8厘

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の 11キロワット時まで	1円95銭8厘
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時について	17銭8厘

ロ イ以外

ロ イ以外

		税抜額
いいだのでんきM（北海道）	1キロワット時に	17銭9厘
いいだのでんきL（北海道）	つき	
いいだのでんきM（東北）	1キロワット時に	20銭1厘
いいだのでんきL（東北）	つき	
いいだのでんきM（東京）	1キロワット時に	21銭1厘
いいだのでんきL（東京）	つき	
いいだのでんきM（北陸）	1キロワット時に	14銭6厘
いいだのでんきL（北陸）	つき	

		税抜額
いいだのでんきM（北海道）	1キロワット時に	17銭9厘
いいだのでんきL（北海道）	つき	
いいだのでんきM（東北）	1キロワット時に	20銭1厘
いいだのでんきL（東北）	つき	
いいだのでんきM（東京）	1キロワット時に	21銭1厘
いいだのでんきL（東京）	つき	
いいだのでんきM（北陸）	1キロワット時に	14銭6厘
いいだのでんきL（北陸）	つき	

いいだのでんきM (九州)	1キロワット時に	<b>12銭4厘</b>
いいだのでんきL (九州)	つき	

**(3) 離島ユニバーサルサービス調整**

**イ いいだのでんきM (九州) およびいいだのでんきL (九州) の燃料費調整単価は、(1)口で算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)口に準じるものといたします。**

**離島ユニバーサルサービス調整単価 =**

$$\frac{(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価}}{1,000}$$

**ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、βおよびγは、以下の通りといたします。**

- α = 1.0000**
- β = 0.0000**
- γ = 0.0000**

**ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。**

**ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。**

	<b>税抜額</b>
<b>1キロワット時につき</b>	<b>3厘</b>

**(4) 燃料費調整単価の揭示**

当社は、燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

いいだのでんきM (九州)	1キロワット時に	<b>16銭3厘</b>
いいだのでんきL (九州)	つき	

**(3) 燃料費調整単価等の揭示**

当社は、**(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価**を当社の指定するホームページで公開いたします。

**附則（実施期日）**この料金表は、**平成 31 年 4 月 1 日**から実施します。**附則（実施期日）**この料金表は、**平成 30 年 10 月 9 日**から実施します。**■料金表（BIGLOBE でんき）****改定後（新）****1 契約種別**

この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、でんき約款別表 2（提供エリア）のとおりです。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	BIGLOBE でんきM (北海道)
		BIGLOBE でんきL (北海道)
	東北電力エリア	BIGLOBE でんきM (東北) BIGLOBE でんき (東北)
	東京電力エリア	BIGLOBE でんきM (東京) BIGLOBE でんきL (東京)
	北陸電力エリア	BIGLOBE でんきM (北陸) BIGLOBE でんきL (北陸)
	四国電力エリア	BIGLOBE でんきM (四国)
	九州電力エリア	BIGLOBE でんきM (九州) BIGLOBE でんきL (九州)

1-1 BIGLOBE でんきM

(1)~(3) 略

(4) 料金

**改定前（旧）****1 契約種別**

この料金表の契約種別は、次のとおりといたします。なお、提供エリアは、でんき約款別表 2（提供エリア）のとおりです。

需要区分	提供エリア	契約種別
電灯需要	北海道電力エリア	BIGLOBE でんきM (北海道)
		BIGLOBE でんきL (北海道)
	東北電力エリア	BIGLOBE でんきM (東北) BIGLOBE でんき (東北)
	東京電力エリア	BIGLOBE でんきM (東京) BIGLOBE でんきL (東京)
	北陸電力エリア	BIGLOBE でんきM (北陸) BIGLOBE でんきL (北陸)
	四国電力エリア	BIGLOBE でんきM (四国)
	九州電力エリア	BIGLOBE でんきM (九州) BIGLOBE でんきL (九州)

1-1 BIGLOBE でんきM

(1)~(3) 略

(4) 料金

基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（BIGLOBE でんきM料金表）のとおりいたします。

料金は，2（BIGLOBE でんきM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および **8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。**

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

## 1-2 BIGLOBE でんき L

(1)～(3) 略

(4) 料金

基本料金および電力量料金は 3（BIGLOBE でんき L 料金表）のとおりいたします。

料金は，3（BIGLOBE でんきM料金表）によって算定された金額，7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および **8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額の合計といたします。**

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

## 2 BIGLOBE でんきM料金表

基本料金，最低料金，最低月額料金，電力量料金は 2（BIGLOBE でんきM料金表）のとおりいたします。

料金は，2（BIGLOBE でんきM料金表）によって算定された金額および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，**8（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 8（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は，8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，8（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 8（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は，8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。**

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

## 1-2 BIGLOBE でんき L

(1)～(3) 略

(4) 料金

基本料金および電力量料金は 3（BIGLOBE でんき L 料金表）のとおりいたします。

料金は，3（BIGLOBE でんきL料金表）によって算定された金額および 7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，**8（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 8（燃料費調整）(1)ロ(イ)に該当する場合は，8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，8（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 8（燃料費調整）(1)ロ(ロ)に該当する場合は，8（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。**

料金について支払を要する額は，料金ならびに料金（7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

## 2 BIGLOBE でんきM料金表

(1)～(5) 略

(6) BIGLOBE でんき M (九州)

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時に つき	<b>15円87銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	<b>286円16銭</b>

### 3 BIGLOBE でんき L 料金表

(1)～(4) 略

(5) BIGLOBE でんき L (九州)

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(1)～(5) 略

(6) BIGLOBE でんき M (九州)

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時に つき	<b>15円91銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および7（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額
1契約につき	<b>286円72銭</b>

### 3 BIGLOBE でんき L 料金表

(1)～(4) 略

(5) BIGLOBE でんき L (九州)

イ 基本料金

略

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円87銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>20円96銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円68銭</b>

## 8 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、および $\gamma$ は、**契約種別**ごとに以下の通りといたします。

BIGLOBEでんきM (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
BIGLOBEでんきL (北海道)			
BIGLOBEでんきM (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
BIGLOBEでんきL (東北)			

	税抜額
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>15円91銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時につき	<b>21円00銭</b>
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<b>23円73銭</b>

## 8 燃料費調整

### (1) 燃料費調整額の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、および $\gamma$ は、**料金種別**ごとに以下の通りといたします。

BIGLOBEでんきM (北海道)	$\alpha = 0.4699$	—	$\gamma = 0.7879$
BIGLOBEでんきL (北海道)			
BIGLOBEでんきM (東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$
BIGLOBEでんきL (東北)			

BIGLOBEでんきM (東京) BIGLOBEでんきL (東京)	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$
BIGLOBEでんきM (北陸) BIGLOBEでんきL (北陸)	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$
BIGLOBEでんきM (四国)	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$
BIGLOBEでんきM (九州) BIGLOBEでんきL (九州)	<b><math>\alpha=</math></b> <b>0.0053</b>	<b><math>\beta=</math></b> <b>0.1861</b>	<b><math>\gamma=</math></b> <b>1.0757</b>

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

(イ) 燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

BIGLOBEでんきM (北海道)	37,200円
-------------------	---------

BIGLOBEでんきM (東京) BIGLOBEでんきL (東京)	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$
BIGLOBEでんきM (北陸) BIGLOBEでんきL (北陸)	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$
BIGLOBEでんきM (四国)	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$
BIGLOBEでんきM (九州) BIGLOBEでんきL (九州)	<b><math>\alpha=</math></b> <b>0.1490</b>	<b><math>\beta=</math></b> <b>0.2575</b>	<b><math>\gamma=</math></b> <b>0.7179</b>

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

**(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ロ)基準燃料価格を下回る場合**

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

**(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ロ)基準燃料価格を上回る場合**

**燃料費調整単価 =**

$$\frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times (2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

**(ハ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。**

BIGLOBEでんきM (北海道)	37,200円
-------------------	---------

BIGLOBEでんき L (北海道)	
BIGLOBEでんき M (東北)	31,400円
BIGLOBEでんき L (東北)	
BIGLOBEでんき M (東京)	44,200円
BIGLOBEでんき L (東京)	
BIGLOBEでんき M (北陸)	21,900円
BIGLOBEでんき L (北陸)	
BIGLOBEでんき M (四国)	26,000円
BIGLOBEでんき M (九州)	<b>27,400円</b>
BIGLOBEでんき L (九州)	

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの	8 月ご使用分

BIGLOBEでんき L (北海道)	
BIGLOBEでんき M (東北)	31,400円
BIGLOBEでんき L (東北)	
BIGLOBEでんき M (東京)	44,200円
BIGLOBEでんき L (東京)	
BIGLOBEでんき M (北陸)	21,900円
BIGLOBEでんき L (北陸)	
BIGLOBEでんき M (四国)	26,000円
BIGLOBEでんき M (九州)	<b>33,500円</b>
BIGLOBEでんき L (九州)	

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格 算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの	8 月ご使用分

期間	
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に $\square$ または(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、BIGLOBE でんきM（四国）における最低料

期間	
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年 5 月ご使用分

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に $\square$ によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、BIGLOBE でんきM（四国）における最低料金適用電力

金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ BIGLOBE でんきM (四国)

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の 11キロワット時まで	1円95銭8厘
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時について	17銭8厘

ロ イ以外

		税抜額
BIGLOBEでんきM (北海道)	1キロワット時	17銭9厘
BIGLOBEでんきL (北海道)	につき	
BIGLOBEでんきM (東北)	1キロワット時	20銭1厘
BIGLOBEでんきL (東北)	につき	
BIGLOBEでんきM (東京)	1キロワット時	21銭1厘
BIGLOBEでんきL (東京)	につき	
BIGLOBEでんきM (北陸)	1キロワット時	14銭6厘
BIGLOBEでんきL (北陸)	につき	
BIGLOBEでんきM (九州)	1キロワット時	<b>12銭4厘</b>
BIGLOBEでんきL (九州)	につき	

**(3) 離島ユニバーサルサービス調整**

**イ BIGLOBE でんきM (九州) および BIGLOBE でんきL (九州) の燃料費調整単価は、(1)ロで算出された値に、次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービ**

量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ BIGLOBE でんきM (四国)

		税抜額
最低料金	1契約につき最初の 11キロワット時まで	1円95銭8厘
電力量料金	上記をこえる 1キロワット時について	17銭8厘

ロ イ以外

		税抜額
BIGLOBEでんきM (北海道)	1キロワット時	17銭9厘
BIGLOBEでんきL (北海道)	につき	
BIGLOBEでんきM (東北)	1キロワット時	20銭1厘
BIGLOBEでんきL (東北)	につき	
BIGLOBEでんきM (東京)	1キロワット時	21銭1厘
BIGLOBEでんきL (東京)	につき	
BIGLOBEでんきM (北陸)	1キロワット時	14銭6厘
BIGLOBEでんきL (北陸)	につき	
BIGLOBEでんきM (九州)	1キロワット時	<b>16銭3厘</b>
BIGLOBEでんきL (九州)	につき	

ス調整単価を合計したものといたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、(1)口に準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$\frac{(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、βおよびγは、以下の通りといたします。

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

ハ 離島基準燃料価格は、52,500 円といたします。

ニ 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りといたします。

	税抜額
1キロワット時につき	3厘

**(4) 燃料費調整単価の揭示**

当社は、燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

**(3) 燃料費調整単価等の揭示**

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

**附則（実施期日）**

この料金表は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

**附則（実施期日）**

この料金表は、平成 30 年 12 月 19 日から実施します。